

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

H 編

電 気 設 備

鋼船規則 H 編
鋼船規則検査要領 H 編

2017 年 第 2 回 一部改正
2017 年 第 2 回 一部改正

2017 年 12 月 25 日 規則 第 84 号／達 第 89 号

2017 年 7 月 26 日 技術委員会 審議

2017 年 12 月 15 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

鋼船規則

規則

H 編

電気設備

2017 年 第 2 回 一部改正

2017 年 12 月 25 日 規則 第 84 号

2017 年 7 月 26 日 技術委員会 審議

2017 年 12 月 15 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2017 年 12 月 25 日 規則 第 84 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

H 編 電気設備

2 章 電気設備及びシステム設計

2.12 半導体電力変換装置

2.12.5 製造工場等における試験*

-2.を次のように改める。

-2. 半導体電力変換装置及び付属装置は、正規の使用状態のもとにおいて温度上昇試験を行い、当該装置内部の温度上昇にあつては、製造者の定める値、当該装置外部の盤内母線接続部及びケーブル接続部並びにコイル、接触子、抵抗器の温度上昇にあつては、2.8.3に定める値を超えないことをそれぞれ確認しなければならない。なお、半導体素子接合部温度の試験方法については、本会の適当と認めるところによる。

附 則

1. この規則は、2017 年 12 月 25 日から施行する。

鋼船規則検査要領

H 編

電気設備

要
領

2017 年 第 2 回 一部改正

2017 年 12 月 25 日 達 第 89 号

2017 年 7 月 26 日 技術委員会 審議

2017 年 12 月 25 日 達 第 89 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

H 編 電気設備

H2 電気設備及びシステム設計

H2.12 半導体電力変換装置

H2.12.1 を次のように改める。

H2.12.1 一般

規則 H 編 2.12.1-2.にいう「本会が適当と認める規格」とは、*IEC 60146* 及び *IEC 61800* の最新版をいう。

附 則

1. この達は、2017 年 12 月 25 日から施行する。